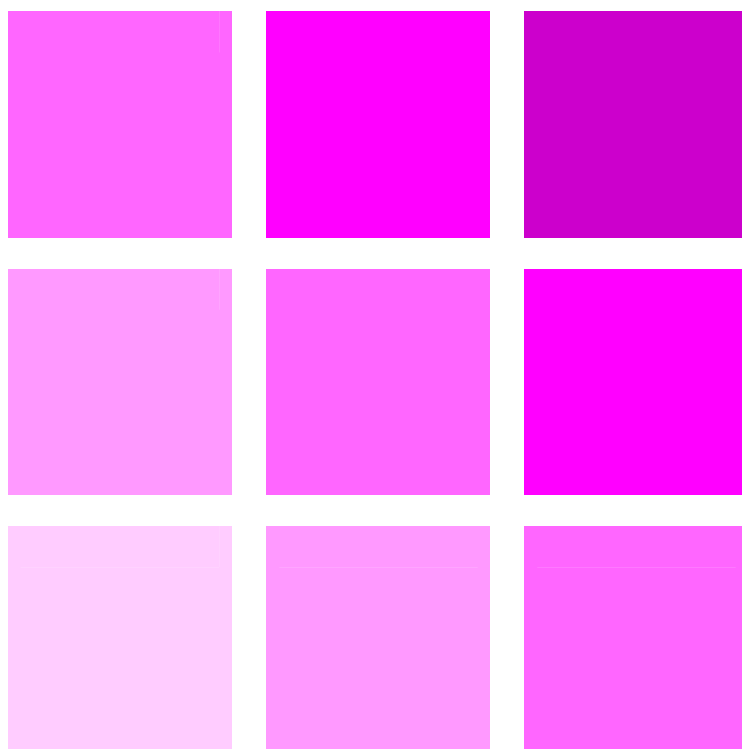


子どもも
親も 地域も
互いに育ちあうまちづくり

美里町次世代育成支援行動計画



平成19年3月

美里町

目 次

序 章	行動計画の策定にあたって	
	1.計画策定の趣旨.....	1
	2.計画の位置付け.....	2
	3.計画期間.....	2
	4.計画の進行管理.....	2
第1章	こどもや家庭を取り巻く状況	
	第1節 美里町の現状.....	3
	1.人口・世帯数の推移	
	2.出生数の推移	
	3.児童人口の推移	
	4.婚姻数・離婚数の推移	
	5.保育所・幼稚園の現状	
	6.小学校の現状	
	7.各種サービスの実施状況	
	第2節 2町の子育ての基本的課題.....	10
	1.子育ての悩み	
	2.多様な保育サービスの充実	
	3.子育てと仕事の両立支援の充実	
	4.子育て支援の充実要望	
第2章	計画の基本目標	
	基本目標.....	22
	基本方針.....	22
	施策の体系.....	24
第3章	基本計画（平成17年度～21年度）	
	第1節 安心して子どもを生み育てるために.....	25
	第2節 子育てと仕事の両立を支援するために.....	28
	第3節 子どもたちが健やかに成長するために.....	31
	第4節 地域ぐるみによる子育てを推進するために.....	35
	第5節 施策の数値目標.....	38
第4章	計画の推進に向けて	
	各主体の役割.....	39
	推進体制の整備.....	41

序章 行動計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

近年、出生率の低下にみられるように、我が国の少子化は急速に進んでおり、美里町においても例外ではありません。こうした少子化の進行により、子どもの自主性や社会性が育ちにくい、社会保障費用にかかる現役世代の負担が増大する、社会の活力が低下する等といった影響が懸念されています。

少子化の背景としては様々な要因が考えられますが、女性の社会進出に伴う子育てと仕事の両立の難しさ、核家族化や都市化の進行による母親の孤立や不安感の増大、子育てにかかる経済的負担の増大や晩婚化などが指摘されています。しかし、平成14年1月に公表「日本の将来推計人口」では、「夫婦の出生力そのもの低下」という新たな傾向がみとめられ、少子化は今後もいっそう進展するとの見通しが出されました。国では、この少子化の流れを変えるため、従来の取り組みをさらに進めるため「少子化対策プラスワン」を示し、子育てと仕事の両立支援が中心であった従来の取り組みに加えて、男性を含めた働き方の見直し、地域における子育て支援、社会保障における次世代支援、子どもの社会性の向上や自立の促進という4つの柱に沿って、総合的な取り組みを進めることが示されました。また、宮城県でも、平成9年度に「みやぎ子どもの幸福計画」を策定し、計画の推進に取り組んでいます。そして、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」並びに「少子化社会対策基本法」が成立し、これによって、地方自治体、常時雇用する労働者数が300人を超える事業主及び特定事業主に、行動計画の策定が義務づけられました。

このような状況を踏まえ、本町としても、少子化への対応は社会全体で取り組むべき重要な課題であると認識し、子育ての現状や保護者のニーズを把握しながら、求められる子育て支援策について検討し、基本的な施策や重点的に取り組む目標値をかかげて、「子どもも 親も 地域も 互いに育ちあうまちづくり」を目指していく行動計画を策定することになりました。

2 . 計画の位置付け

この計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく法定計画で、子ども達の健全育成と家庭での子育てを支援するため、美里町総合計画と整合性を図りながら、本町における子育て支援に関する基本方針や施策などを具体的に示すものとして策定します。

3 . 計画期間

この計画は、平成17年4月1日～平成27年3月31日までの10か年計画となっています。ただし、計画の実施状況や生活環境の変化、社会状況、国や県の施策状況を踏まえ、暫定期間を含めた平成17年度から21年度までを前期計画期間として、平成21年度に必要な計画の見直しを行い、平成22年度から平成26年度までを後期計画期間として計画を推進していきます。

平成 17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
本計画期間（暫定を含めた前期計画）									
				見直し	後期計画期間				

4 . 計画の進行管理

この計画が効果的に推進されるよう、計画の進行状況の確認や住民への公表、さらに必要に応じて見直しが図ることができる体制を整備していきます。

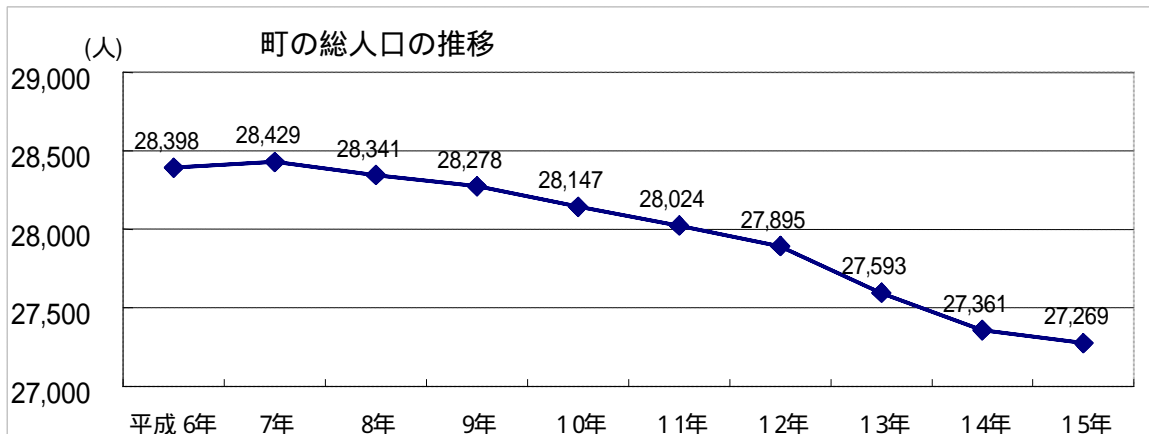
今後も、住民の声を十分に聞き入れ、子育て支援活動について提言をもらい、より一層町の実情に即した活動が行われるよう努めます。

第1章 子どもや家庭を取り巻く状況 (宮城県統計年鑑より)

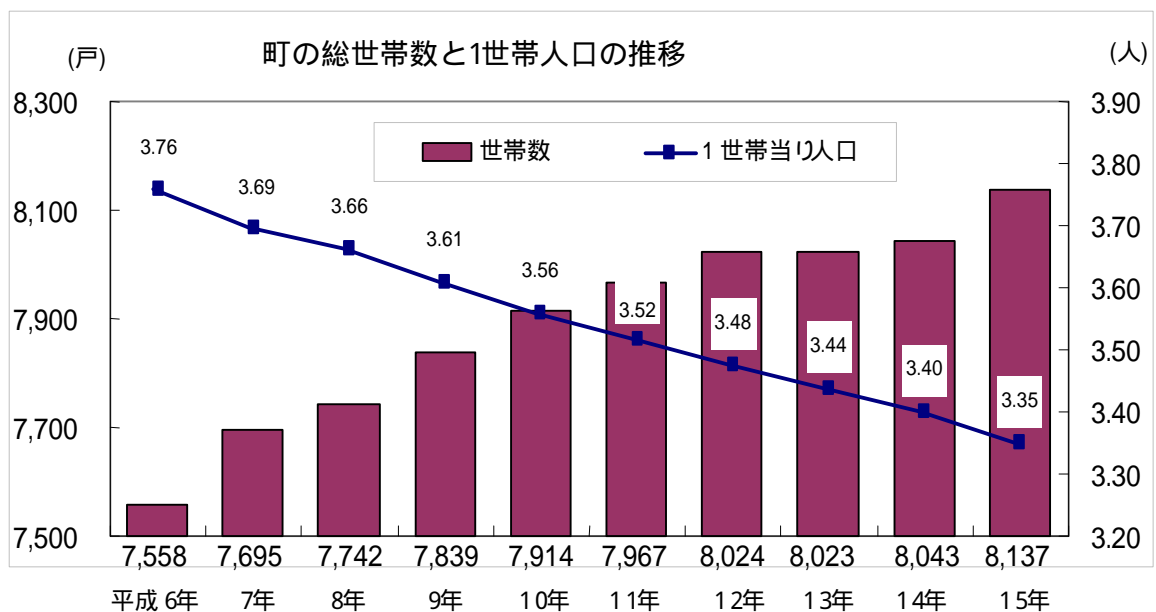
第1節 美里町の現状

1. 人口・世帯数の推移

美里町の総人口は平成7年の28,429人をピークに緩やかな減少傾向にあります。

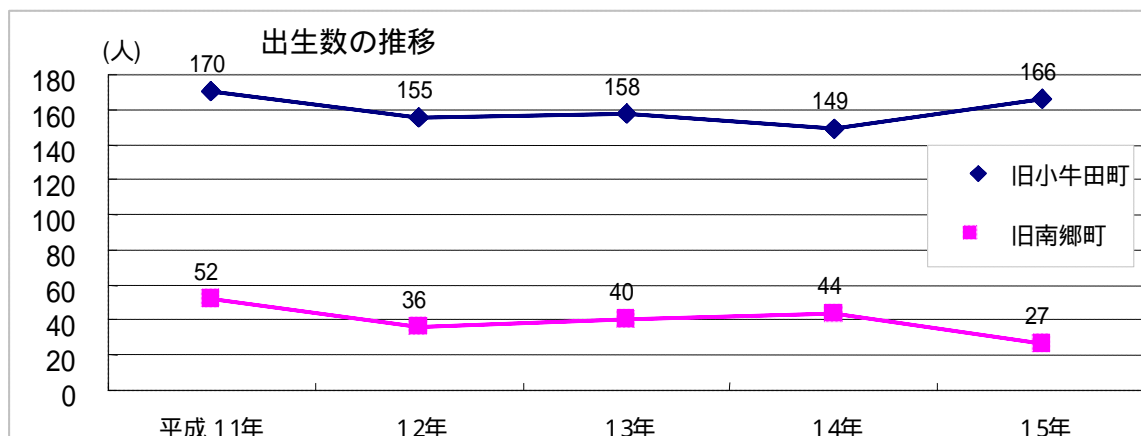


また、本町における世帯数は増加していますが、1世帯あたりの家族人員は減少し、核家族化や単身世帯の増加が予想されます。



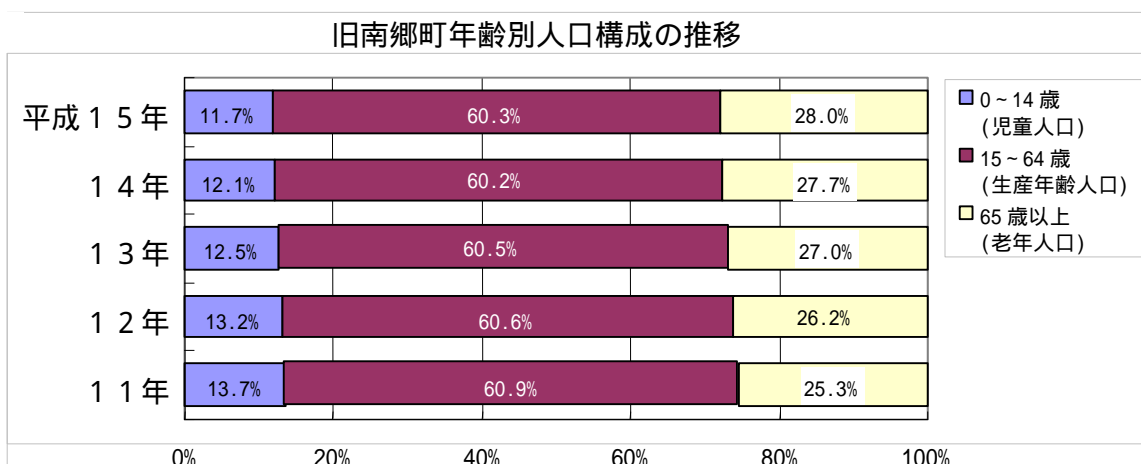
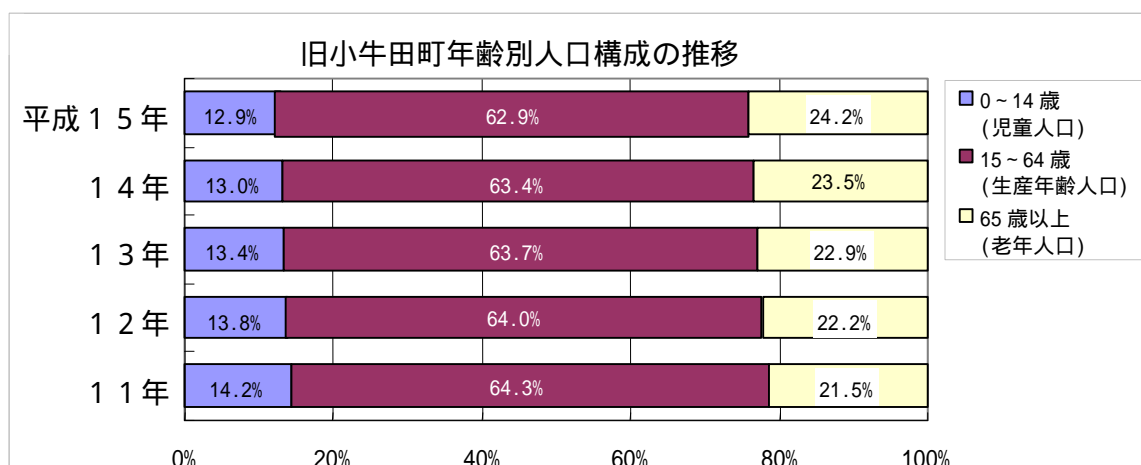
2. 出生数の推移

美里町の出生総数は平成12年以降190人台を維持しています。



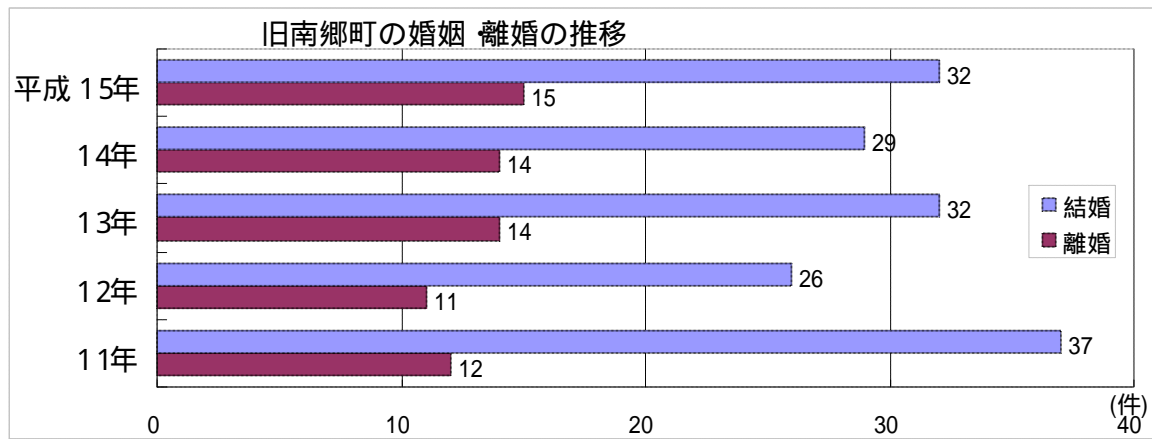
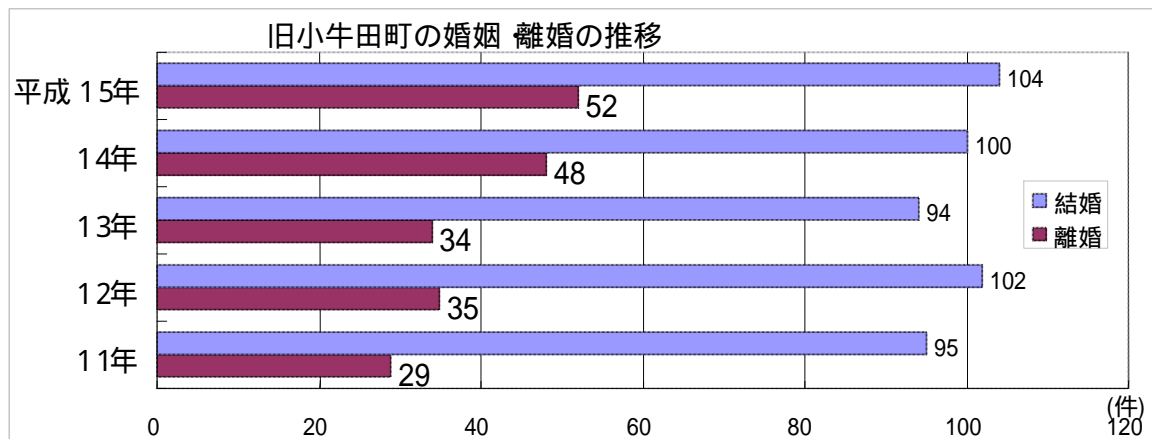
3. 児童人口の推移

町の児童人口の割合は下記の図のように推移しており、少子高齢化の進行と生産年齢人口も減少しています。



4 . 婚姻数・離婚数の推移

町の婚姻数及び離婚数は下記の図のように推移しています。



5 . 保育所・幼稚園の現状

(1) 設置状況と保育サービスの概況

平成18年4月1日現在での町における保育所・幼稚園の設置状況は、合計13カ所で、そのうち保育所が7カ所（認可外保育所5カ所を含む）、幼稚園が6カ所となっています。また、各種保育サービスの実施状況は以下の通りです。

(平成18年4月1日現在、単位:カ所)

	設置数	施設設置割合	一時保育	0歳児保育	延長保育	預かり保育	3年保育
公立保育所	2	15%	2	2	2		
民間保育所	0	0	0	0	0		
認可外保育施設	5	31%		5	5		
公立幼稚園	6	54%				4	5
私立幼稚園	0	0				0	0
合計	13		2	7	7	4	5
全体に占める割合			100%	100%	100%	71%	0

	認定子ども園	園庭開放	育児相談	障害児受入	病後児保育	子育て情報誌発行
公立保育所	0	2	2	1	0	2
民間保育所	0	0	0	0	0	0
認可外保育施設						
公立幼稚園	0	6	6	5	0	0
私立幼稚園	0	0	0	0	0	0
合計	0	8	8	6	0	2
全体に占める割合	0	100%	100%	67%	0	22%

保育サービスの「全体に占める割合」は、認可外保育施設での実施数を含まない。

(2) 保育所・幼稚園の一覧

町における保育所・幼稚園の詳細は以下の通りです。

(平成18年5月1日現在、単位：人・学級)

	保育所		定員	幼稚園		3歳児	4歳児	5歳児	学級数
	美里町	公	小牛田保育所	120	公	小牛田幼稚園	15	22	41
公		なんごう保育園	45	公	不動堂幼稚園		41	44	4
				公	北浦幼稚園	18	22	21	3
				公	中埜幼稚園	10	16	21	3
				公	青生幼稚園	25	17	16	3
				公	なんごう幼稚園	37	52	52	6

6. 小学校の現状

町における小学校の状況は、平成18年5月1日現在、合計で7校、児童数は1,353人で、各学年の内訳及び学級数は以下の通りとなっています。

(平成18年5月1日現在、単位：人・学級)

	小学校		児童数							学級数 合計	
			1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	障害児		合計
美里町	公	小牛田小学校	44	45	32	45	41	35	4	246	12
	公	不動堂小学校	57	60	61	56	60	64	5	363	13
	公	北浦小学校	28	27	31	31	35	33	1	186	7
	公	中埜小学校	17	13	23	29	17	23	1	123	7
	公	青生小学校	20	21	19	15	18	19	2	114	8
	公	南郷小学校	42	38	29	46	48	33	1	237	11
	公	練牛小学校	9	18	18	14	15	9	1	84	7
合計	7校	217	222	213	236	234	216	15	1,353	65	

7. 各種サービスの実施状況

(1) 保育所・幼稚園以外の子育てサービスの実施状況

子育てサークルや地域子育て支援センターなど、町における保育所、幼稚園、幼稚園以外での子育て支援サービスの実施状況は以下の通りです。

(平成 18年 4月 1日現在)

	設置数	活動内容
子育てサークル	4	相談事業、出前講座、行事開催
保育ママ	0	
ファミリーサポートセンター	0	
地域子育て支援センター	2	相談事業、ボランティアの育成、出前講座、勉強会の開催 行事開催
児童館	4	行事開催
学童保育	5	行事開催
親子サロン	2	相談事業、勉強会の開催
おひざにだっこ	1	幼児への読み聞かせ
事業所内保育施設	0	
ジュニアガードの活用		
人材バンクの活用		

...実施している 空欄...実施していない

(2) 母子保健サービスの実施状況

妊婦、乳幼児健診や予防接種など、町における各種母子保健事業の実施状況及び実施施設は以下の通りです。

(平成18年4月1日現在)

	施設名	妊婦・乳幼児健診	予防接種	相談事業	子育て指導講座	母子手帳の交付	新生児・母子訪問	マタニティサロン	情報誌の発行
美里町	小牛田町健康福祉センター								
	医療機関								
	教育委員会								
	公民館								
	南郷活き生きセンター								
	医療機関								
	教育委員会								
	公民館								
	社会福祉協議会								

...実施している 空欄...実施していない

第2節 町の子育ての基本的課題

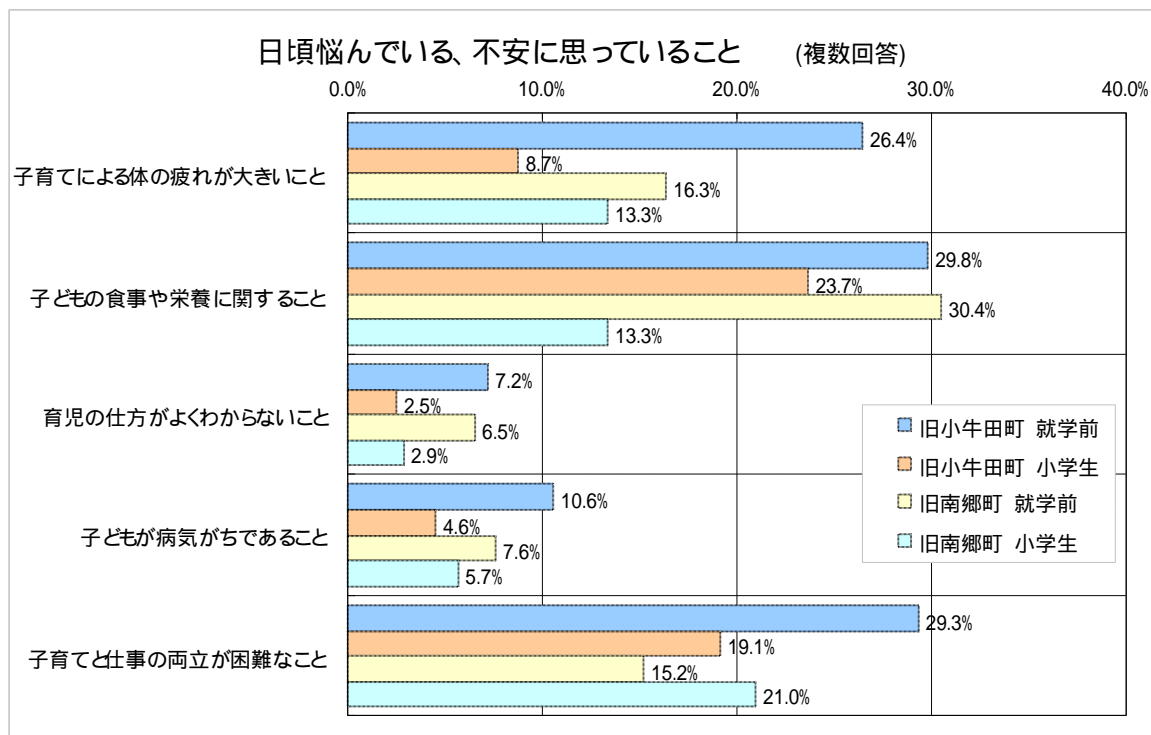
～次世代アンケート調査（平成16年10月実施）結果内容より～

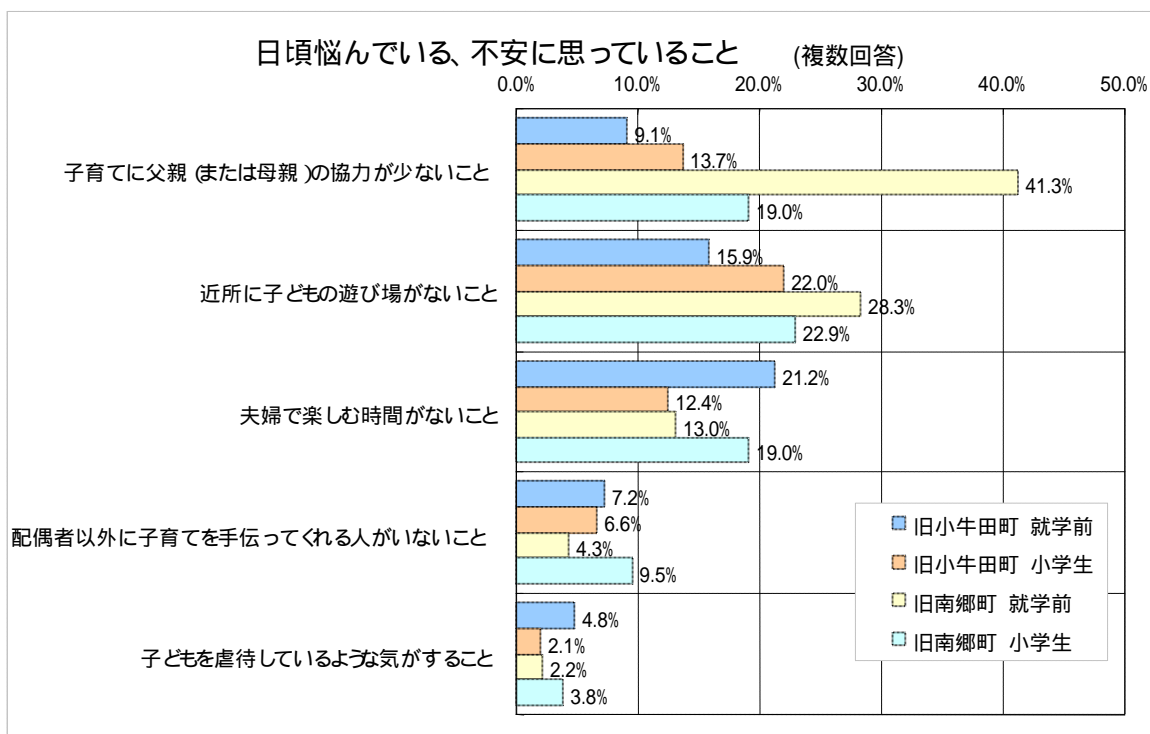
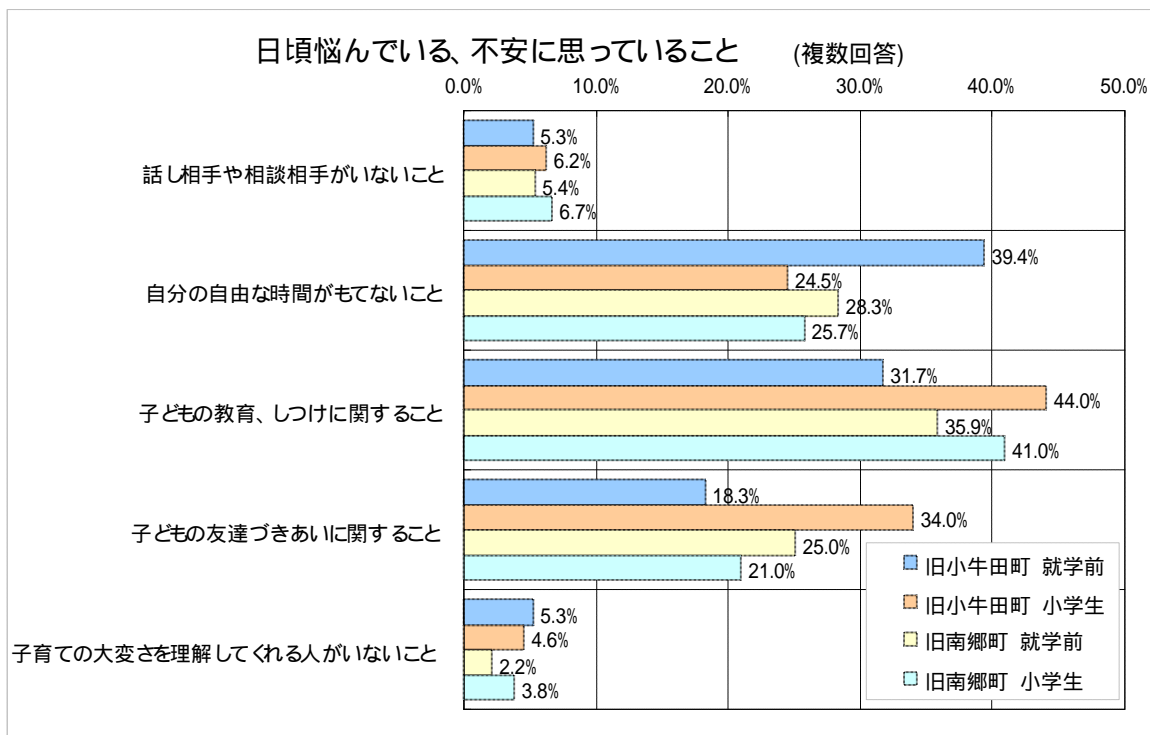
1. 子育ての悩み

2町の調査では、若干の項目で違いがあるものの、子育ての悩みとして統一した方向性が見えます。「出産・育児に対する経済的負担」や「安全な遊び場の確保」などで約2割強の回答があり、経済的な負担の軽減や都市化による子育て環境の整備などの支援が必要とされています。

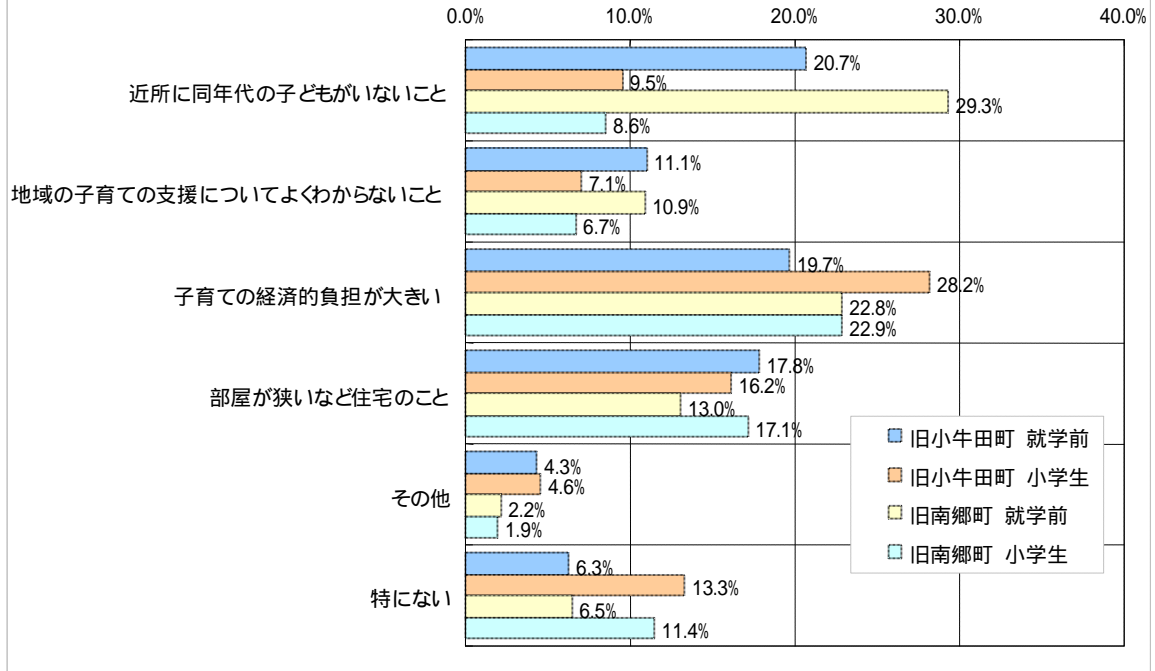
また、「仕事や自分のやりたいことが十分に出来ない」では3割前後の回答があり、共働き家庭の増加により、子育てと仕事の両立の忙しさから子育てに対する余裕が見られないことがわかります。子育てに対するストレス解消など相談できる体制の支援が求められています。

さらに、「子どもの教育、しつけ」「友達づきあい」での回答が多くあり、特に小学生での割合が高くなっています。教育相談等の体制の支援が求められています。





日頃悩んでいる、不安に思っていること (複数回答)

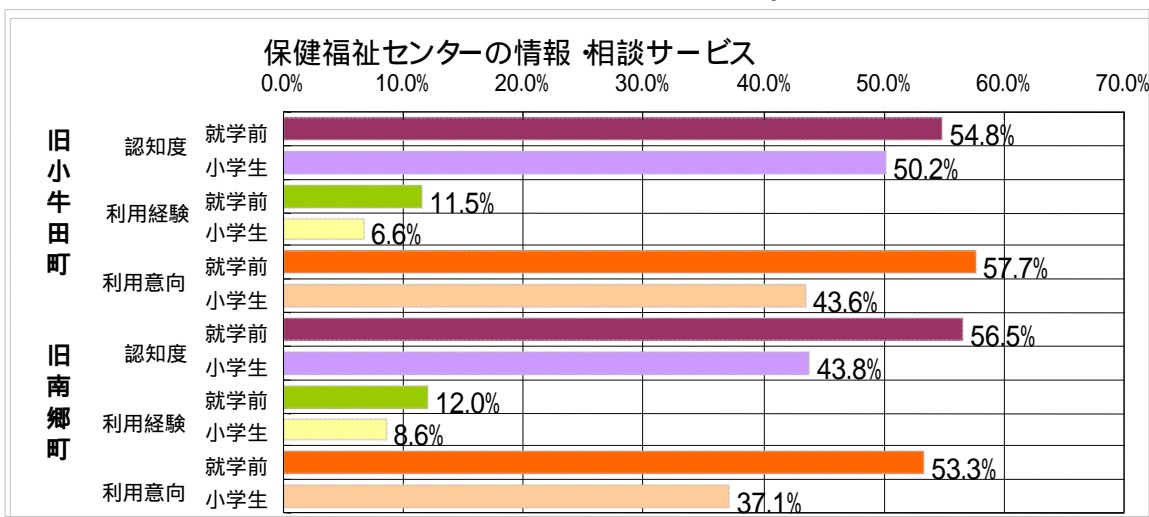


2. 多様な保育サービスの拡充

各種サービスの認知度と利用経験及び利用意向としては下記の通りとなっています。

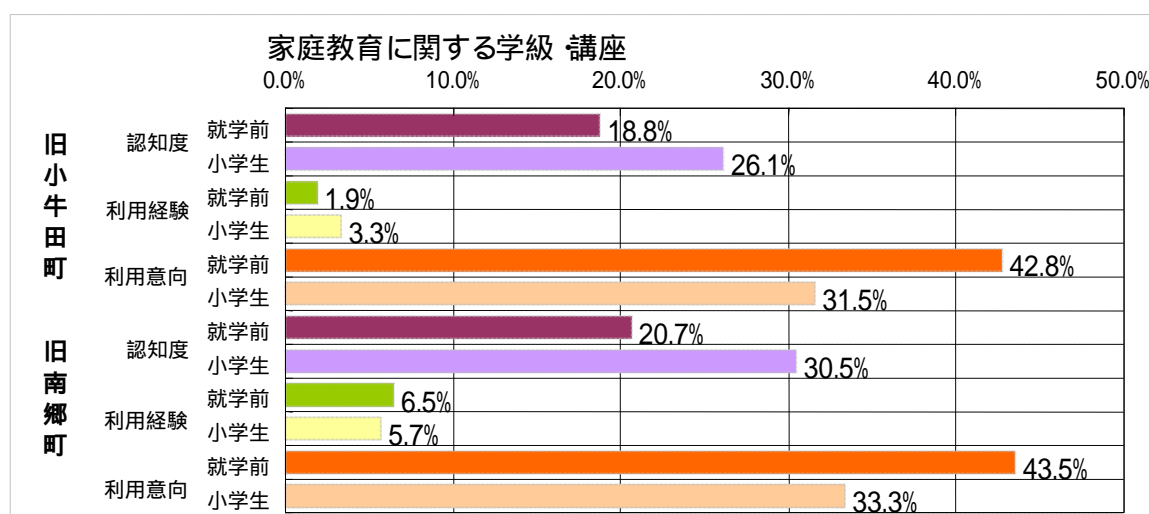
(1) 保健福祉センターの情報・相談サービスの充実

保健福祉センターの情報・相談サービスの認知度は、5割程度になっていません。利用経験が1割台と低いのは育児相談以外のことを想定したと思われる。利用意向が4割から5割となっているのは、身近な情報提供・相談場所として利用の促進が期待されます。今後もサービスの必要性が高いことから事業内容の充実と周知を図ることが重要です。



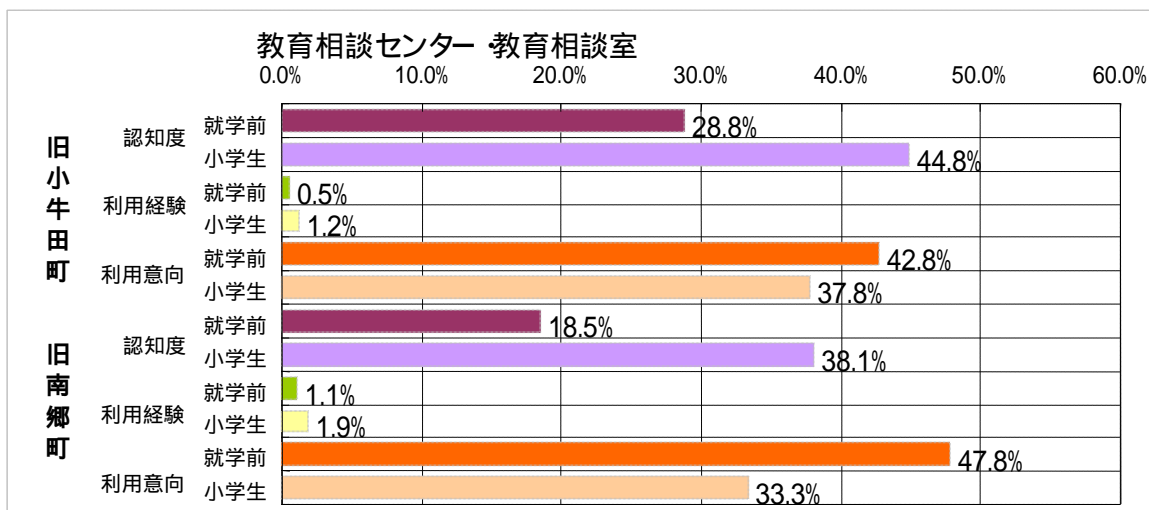
(2) 家庭教育に関する学級・講座などの推進

家庭教育に関する学級・講座の認知度は低い割合を示しており、利用経験でも、1割以下の割合を示しています。利用意向においては、全体的に3割から4割以上を示しています。このことから認知度と利用意向の格差から見て、より一層の事業の啓発や周知を働きかける必要があります。利用のニーズに対応した施策と積極的な参加から家庭教育意識を高めることが必要です。



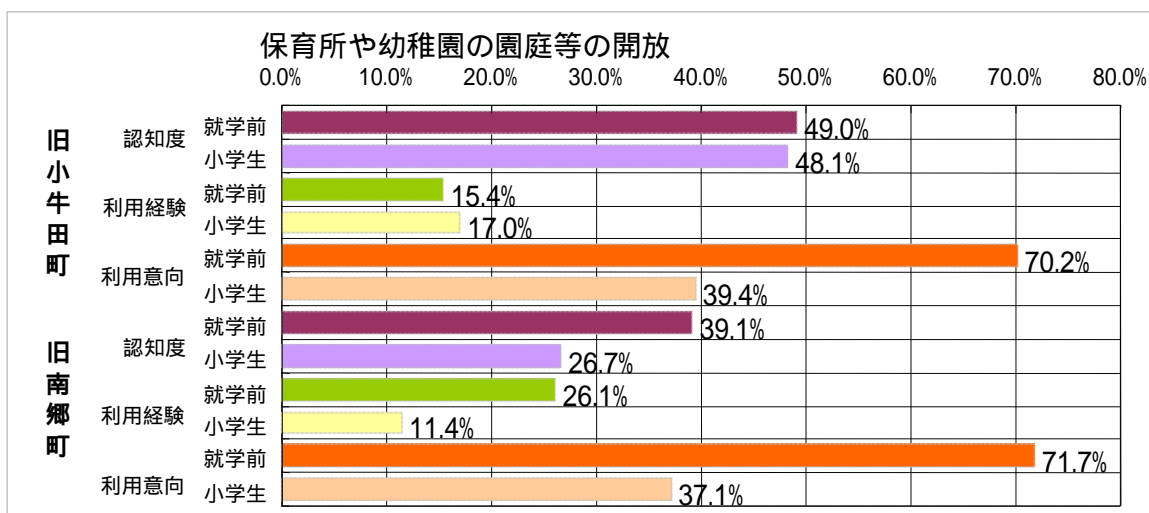
(3) 教育センター・教育相談室などの充実

教育センター・教育相談室の認知度は、小学生で約3割から4割ほどを示しています。利用経験が少ないのは施策状況にもよるものと考えられます。利用意向で全体的に4割台を示していることから、今のところ問題が親族・友人・知人などで対応していると思われるので積極的な利用の促進が期待されます。今後は行政サービスの必要性が高いことから何らかの形で解決されることが望まれます。



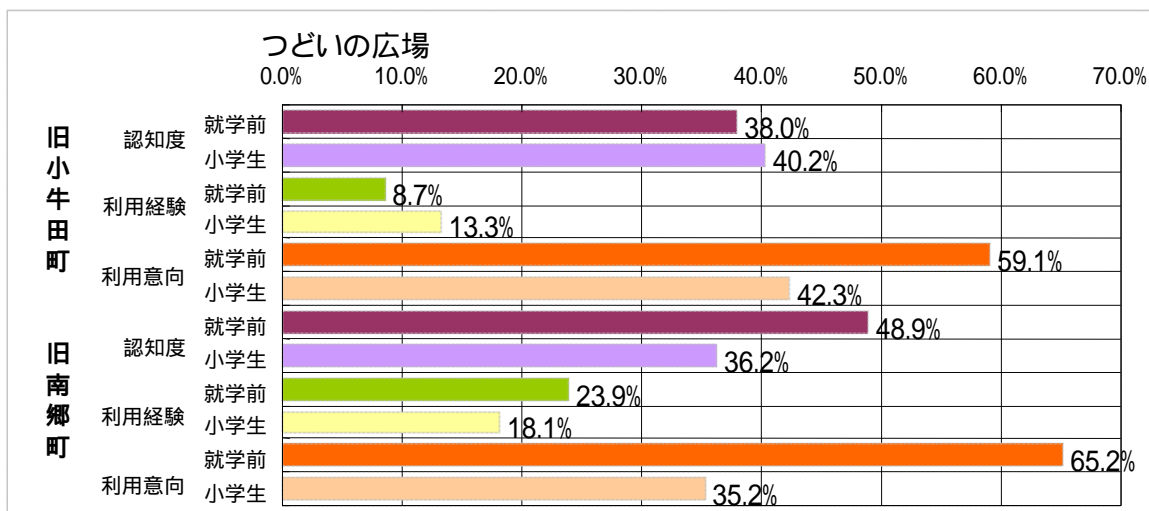
(4) 保育所や幼稚園の園庭等の開放

保育所や幼稚園の園庭等の開放における認知度は、町で4割台を示しています。利用経験では、2割台ですが、利用意向で、総じて高く就学前で7割台となっています。これは、利用経験が高くはないが、大多数の利用意向があることから、地域に密着したサービスとして利用の促進を図ることが重要です。



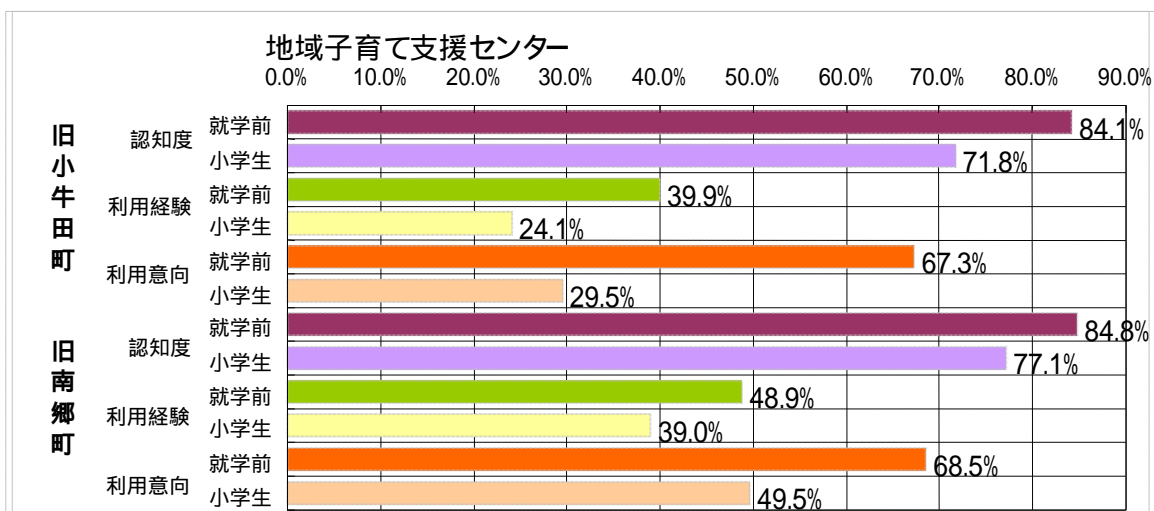
(5) つどいの広場の充実

子育て支援センターの認知度と比較すると1/2です。事業の周知と利用啓発の推進を図り、施策として身近に利用できる体制整備が必要です。



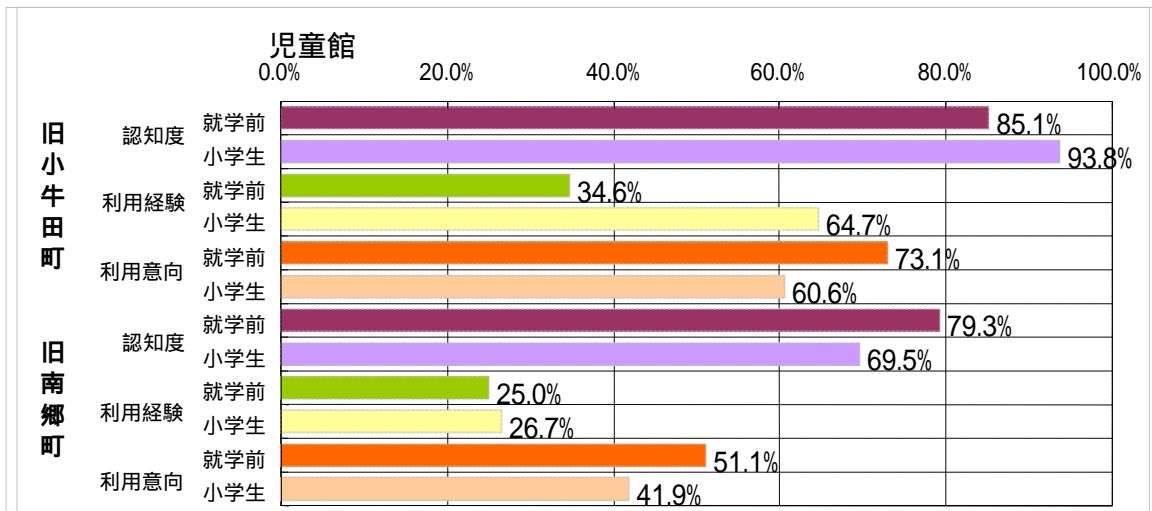
(6) 地域子育て支援センターの充実

地域子育て支援センターにおける認知度は、7割台から8割台となっています。利用経験では、2割台から4割台ですが、利用意向は、総じて高くなっています。これは、認知度と比例し利用意向が高いことや他の施策より利用経験が高いことから、今後の子育て支援の中核的な位置として啓発活動の推進を図り、施策として身近な形で利用できる体制整備が必要です。



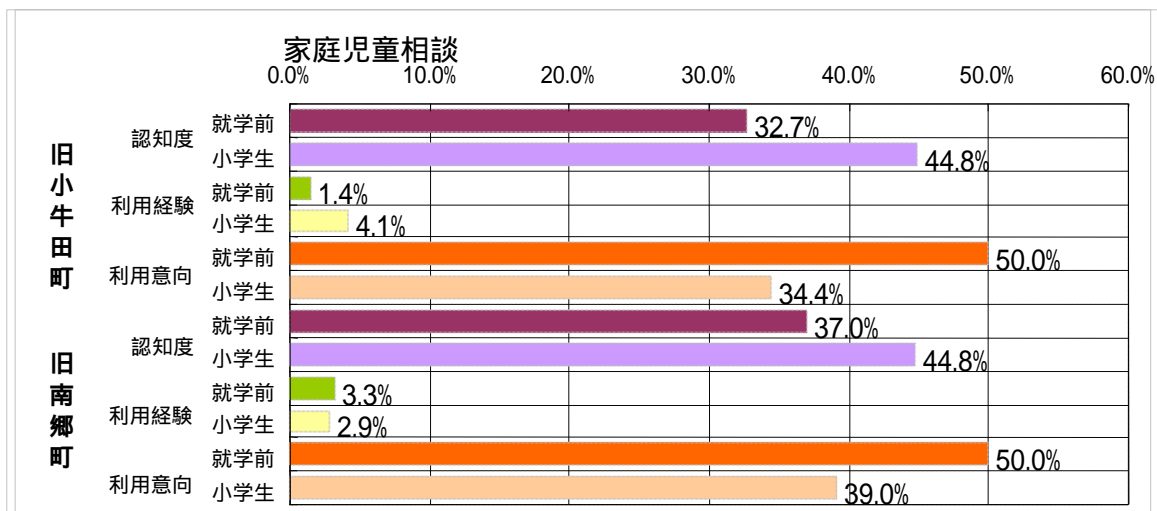
(7) 児童館事業の充実

児童館の認知度は、高い割合となっています。利用意向も高く、小学生では、放課後安心して過ごせる体制整備が期待されています。利用内容は放課後児童クラブ、自由来館と幼児クラブ等の行事参加です。



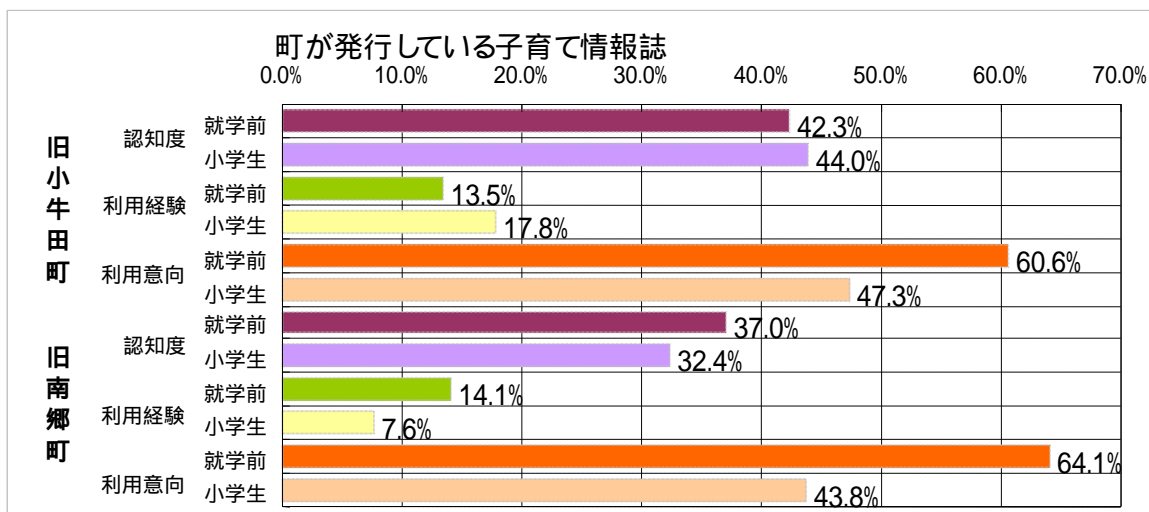
(8) 家庭児童相談の充実

家庭児童相談の認知度は、3割から4割となっています。利用経験では、家庭児童相談の存在自体がわからないということも考えられるので、総じて低く1割を下回る数値となっています。利用意向が全体的に低くないことや近年の児童虐待やいじめなど増加傾向にあることから積極的に利用の促進を図るとともに地域全体に周知を図る必要があります。



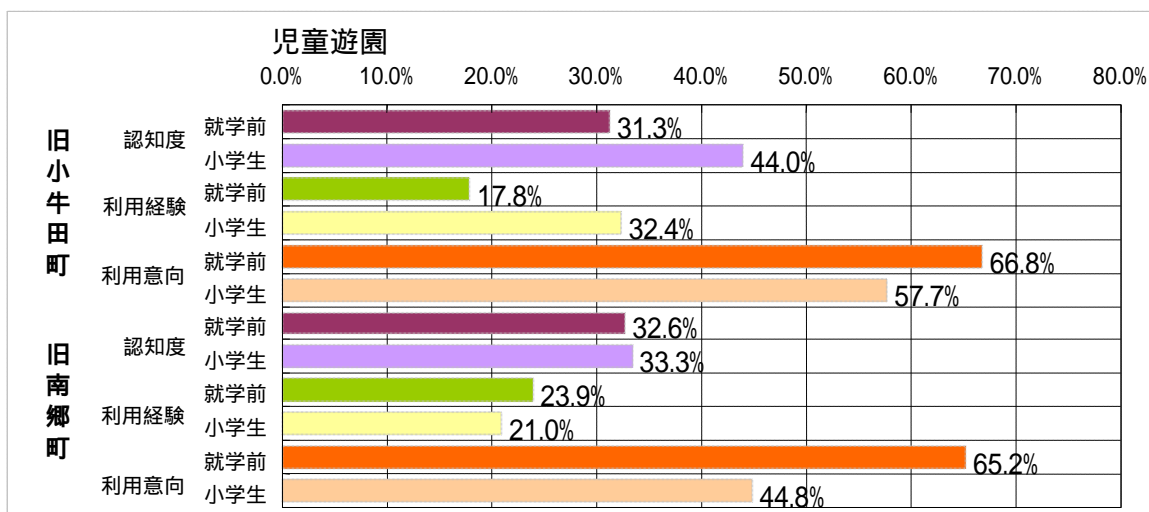
(9) 町が発行している子育て情報誌の充実

子育て情報誌の認知度は3割から4割とあるものの、利用経験は2割以下となっている。利用意向は就学前で6割と高いことから、この子育て時期に適した情報提供が必要と考えます。



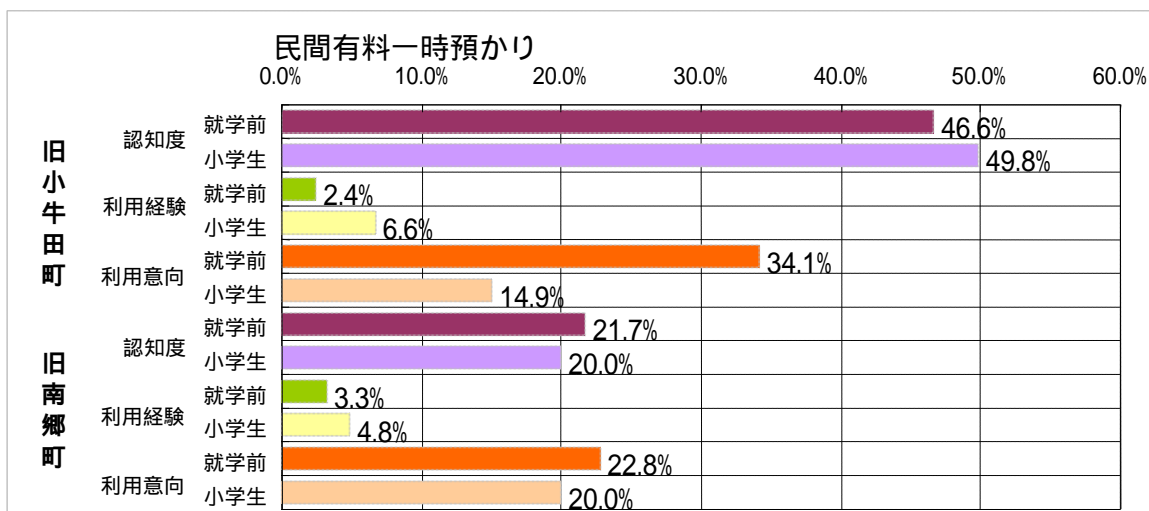
(10) 児童遊園の充実

児童遊園の認知度は、3割程度となっています。利用意向が就学前で6割と高くなっています。近所で親子が、安全安心して交流できる場所として利用する施設と考えられます。



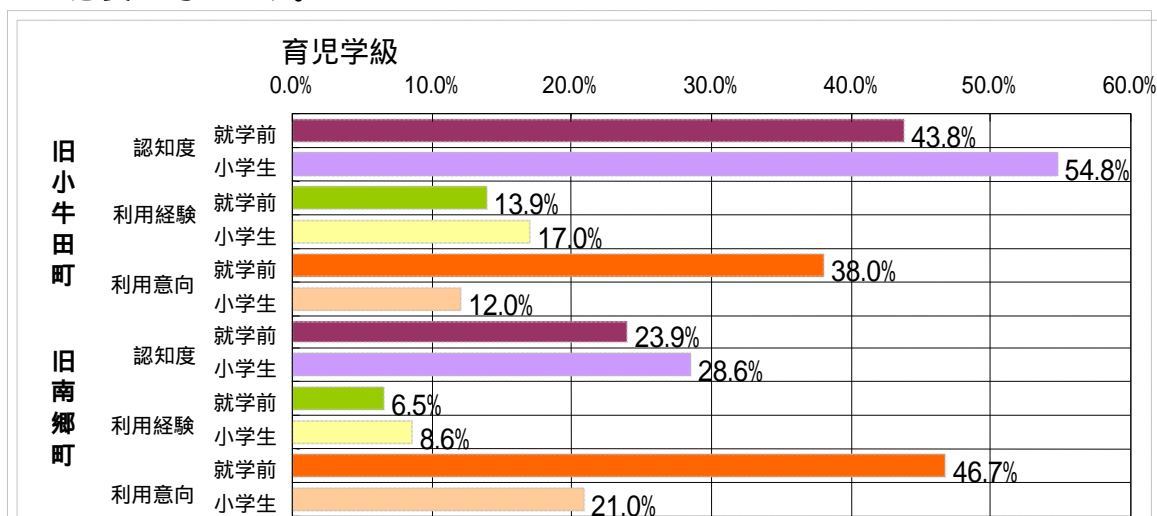
(11) 民間有料一時預かり

認可外保育所のサービス利用で、利用経験は1割程度となっています。緊急時等の一時預かりの体制整備を公立・民間合わせて検討する必要があります。



(12) 育児学級などの充実

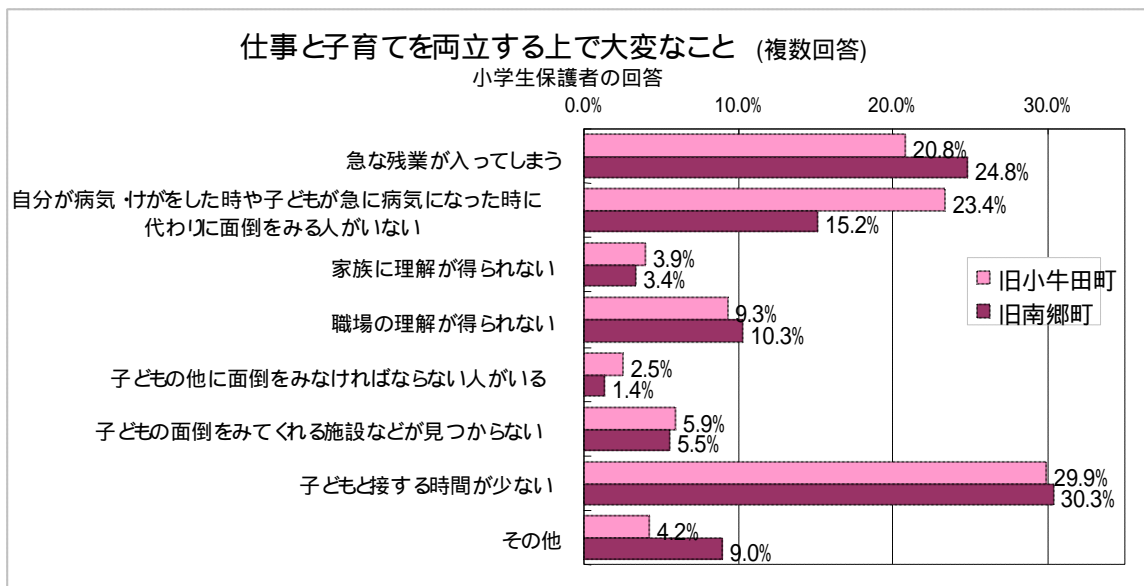
育児学級などのサービスの認知度は、施策状況によって変化があると考えられます。利用意向では就学前で高くなっています。利用経験・利用意向の格差のない施策展開として、より利用しやすい環境づくりや体制整備などが必要と考えます。



3. 子育てと仕事の両立支援の充実

子育てと仕事の両立では、回答者のなかで、「子どもと接する時間が少ない」が5割前後と高い割合を示しており、「職場の理解が得られない」などの働く環境の問題では1割前後となっています。「子育てに理解のある社会環境づくり」で2割前後の要望があることから、結婚後も働くことが自然な形になっているなか、結婚後の子育てへの負担感が顕著にでているのがわかります。子育てと仕事の両立に向けた保育サービスへの支援と就労環境のなかで職場の理解が必要とされています。

また、「子どもが病気になった時や自分が病気・けがした時に代わりに面倒をみる人がいない」が2割から3割の高い割合となっており、「保育サービスの充実」などで2割前後の要望があることから、一緒にいる家族のサポートや家庭のなかでの支援が少ないこともわかります。今後は母子の病気・けが時に対応した保育サービスが求められています。

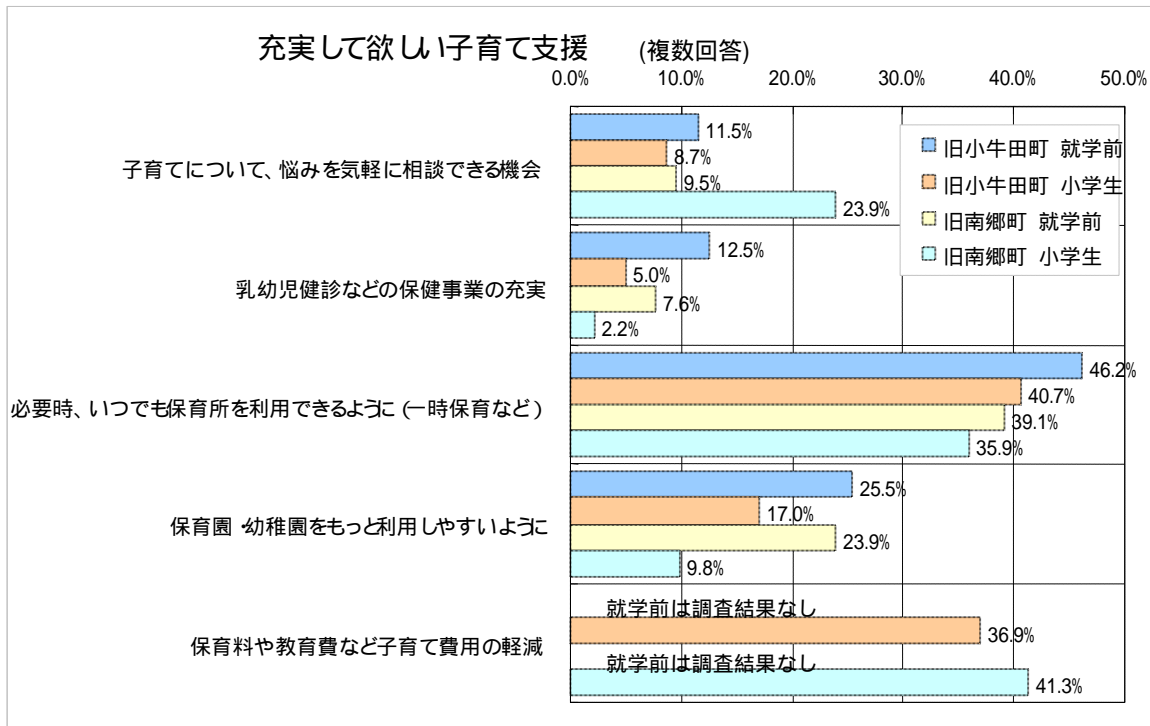


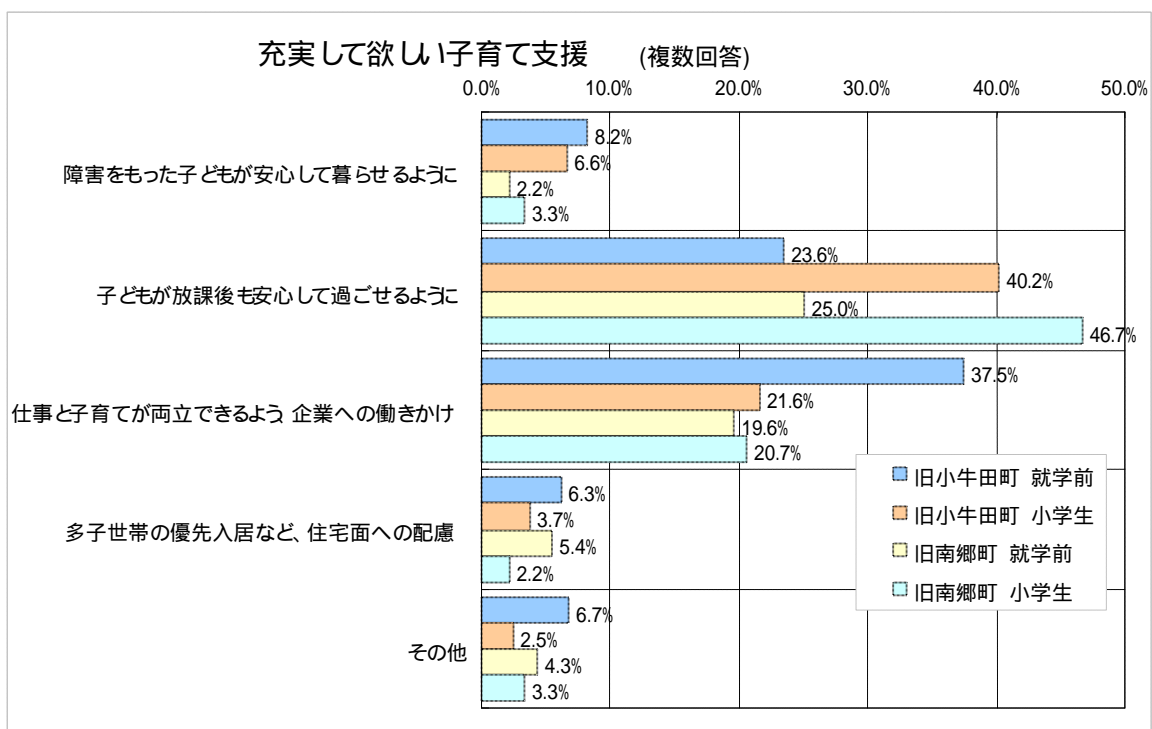
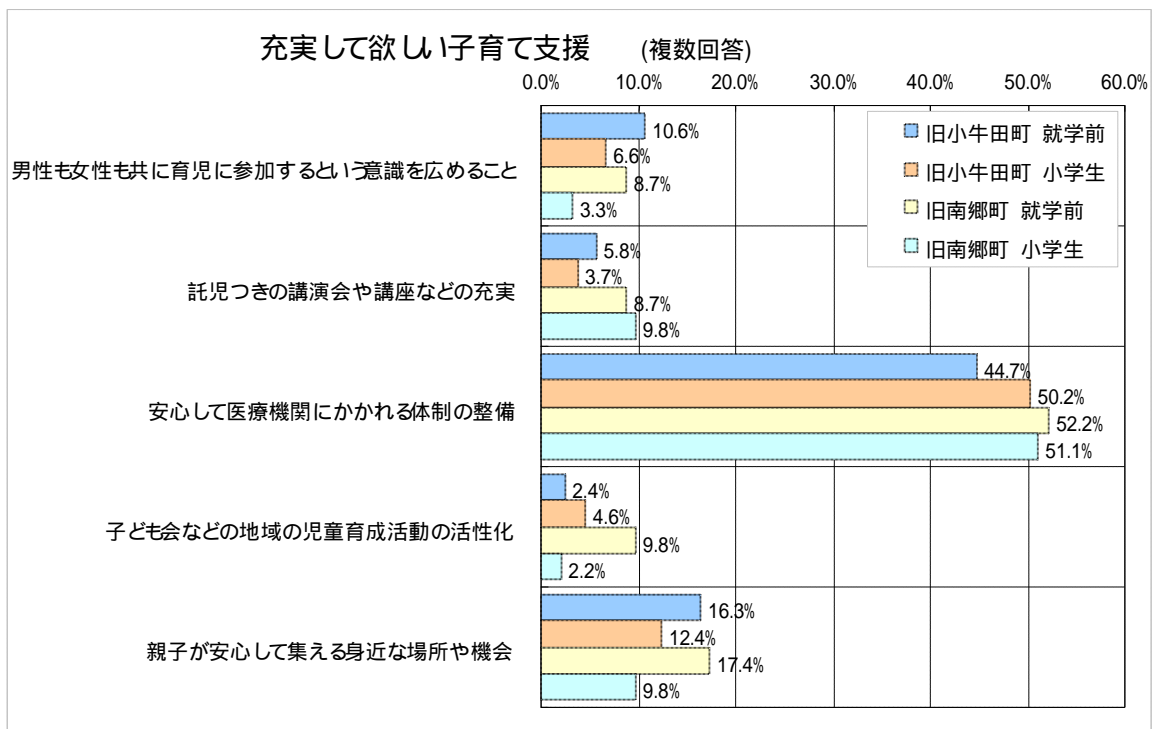
4. 子育て支援の充実要望

子育て支援の充実での要望では、「必要時いつでも保育所を利用できる（一時保育など）」が35%から45%、「保育所・幼稚園における費用の軽減」が約40%の高い割合を示しています。必要・緊急時での支援体制の要望と少子化の要因でもある子どもにかかる経済的な負担が大きいことがわかります。保育料の軽減など経済的支援が求められています。

さらに、「安心して医療機関にかかれる体制の整備」で約50%と高い割合を示しており、地域の医療機関の体制整備の検討と大崎市内の小児科専門医と中核医療施設との連携などが必要と考えます。

次に、「子どもが放課後も安心して過ごせるように」が小学生で約40%から50%と高く、「共働き家庭など児童を放課後に預かる事業の充実」への要望が多く集まっています。近年、働き方の多様化に伴い、子育てのサービスの多様化も必要です。女性の社会参加や共働き家庭の増加傾向を考慮すると放課後児童クラブの充実に努める必要があります。





第2章 計画の基本目標

基本目標

安心して子育てができ 子どもも 親も 地域も 互いに育ちあうまちづくり

子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化している中で、安心して子どもを産み、ゆとりを持ちながら子どもを育てていくことができるようにするためには、子どもの成長や子育て中の家庭を地域、企業、行政が一体となって、支援していく社会づくりが必要です。

このため、町では「子どもも親も地域も互いに育ちあうまちづくり」を計画の基本目標にかかげ、未来を担い、21世紀にはばたく子ども達がより良い環境のもとで、健やかに成長していくための各種施策を総合的に推進していきます。

基本方針

1 安心して子どもを生み育てるために

子育ては、家庭に明るさや幸福をもたらす、親自身の人間的な成長にもつながります。少子化の時代にあって、子育ての楽しみや喜びが感じられ、また一方で、子育てに関する不安が解消されるためには、安心して子どもを生み育てられる環境づくりが必要です。

そのために、妊娠・出産から子育てに至るまでの様々な状況に応じて、適切な環境や条件を整備していきます。また、引き続き保護者への経済面での支援を行い、負担の軽減を図ります。

2 子育てと仕事の両立を支援するために

ライフスタイルの変化や就労意欲の高まりなどにより女性の社会進出が進み共働きの家庭が増えてきています。このため、子育てをしながらも安心して働くことができるよう、保護者の就労形態に応じたサービスの提供や、子育てしやすい就労環境づくりを目指していきます。

さらに、男女がよきパートナーとして、家事や育児を担い、ともに協力し合いながら心豊かな日々が送れるよう、男女共同参画のもとで子育てを推進していきます。

3 子ども達が健やかに成長するために

幼児期及び学童期は子どもの基本的な生活習慣や豊かな情操、自立心や社会性などが育まれる時期であり、家庭教育がその出発点であるといえます。このことから、家庭でのふれあいを大切に、家庭の教育力を高めるための支援を行いながら、次代を担う子ども達が健やかに成長するよう、家庭や学校を通して教育の充実を図っていきます。

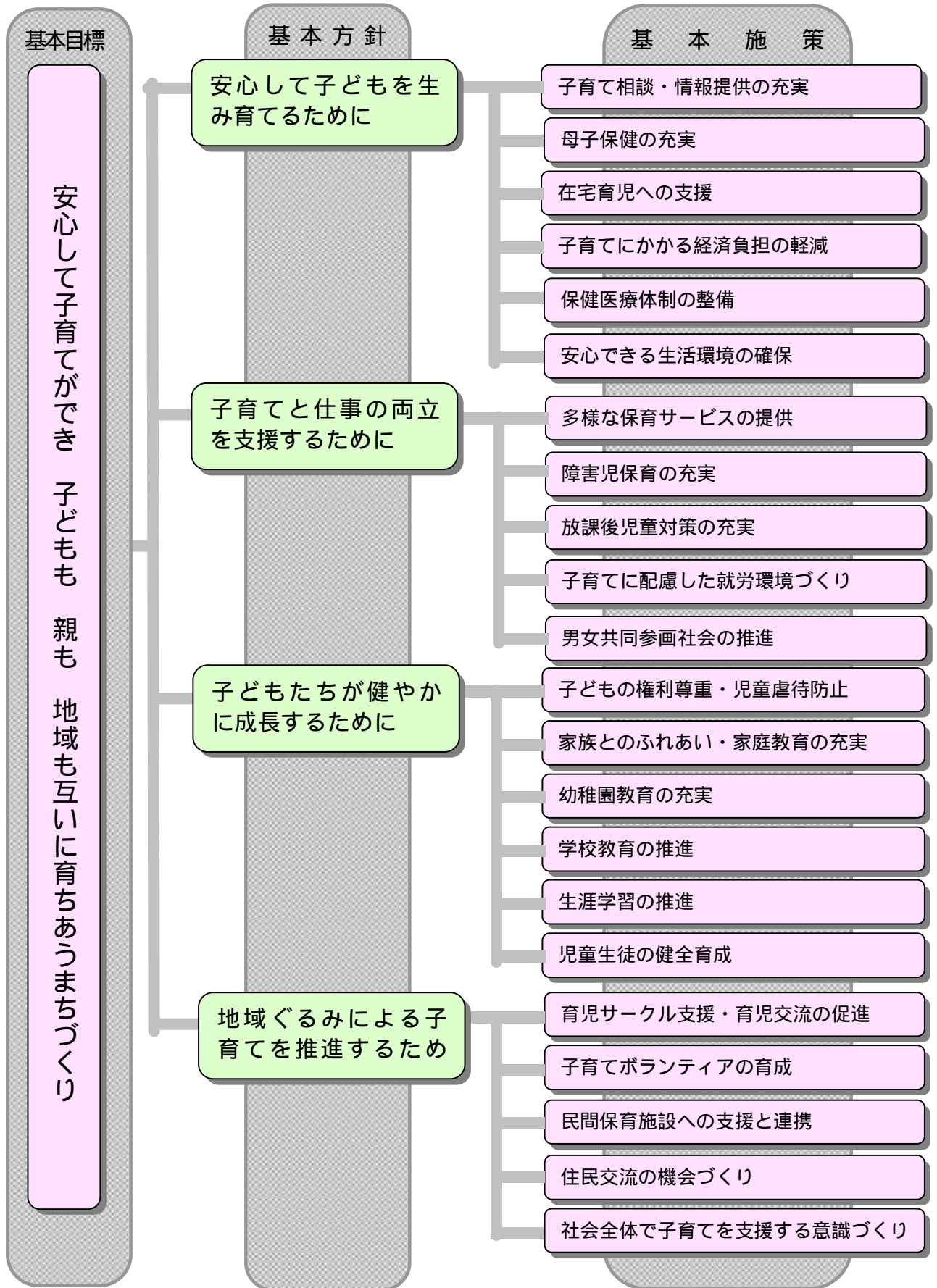
また、子ども達も社会の一員であることから、一人ひとりの意見や権利が尊重され、主体的に社会参加できる地域づくりを目指していきます。

4 地域ぐるみによる子育てを推進するために

地域での子ども同士の交流も少なくなり、様々な人間関係の中で自然に身につくはずの思いやりや互いに支え合う心が希薄になってきています。また、親の育児に対する不安感や孤立感も増えていることから、家庭内だけではなく、地域の関わりをも深めていくことが必要です。

これらのことから、各施設による対応だけでなく、より身近な地域においての相談の場や交流の機会をつくり、子どもの成長と子育てを地域全体で支援する体制づくりを推進していきます。

施策の体系



第3章 基本計画（平成17年度～21年度）

第1節 安心して子どもを産み育てるために

【現状・課題】

全体的には子育てに関する相談や情報交換をする場が不足していると感じている保護者が多く、同年代の子どもをもつ親の交流の場を求める声もあります。

また、3歳未満児の子育てに関しては、家庭内（母親や祖父母）で育児を行っている割合が高いため、交流機会を持つことが難しく、母親が一人で不安や悩みを抱えてしまう傾向にあります。しかしながら、実際に相談窓口を訪れたり、電話による相談件数はそれほど多くないため、相談窓口の周知と潜在化している相談者への対応が課題といえます。

そのためには、行政の各部署がそれぞれ個別に情報を提供するのではなく、ホームページなども活用しながら、総合的に情報を提供できる施策が必要であると思われる。

子どもが成人するまでにかかる費用は増加しており、できるだけ子育てにかかる経済的負担を軽くしてほしいという声が多くなっていますが、現在、保育料については、特に高いというわけではなく、むしろ国の基準より先緩和した設定となっています。児童手当や乳幼児医療費の拡充を求める声もありますが、基本的には国の制度に準じて実施しています。

町内には産婦人科や小児科のある病院がなく小児科のある診療所も不足しており、大崎市をはじめ近隣市町の医療機関に依存しています。このためかかりつけ医を持つことが困難な状況にあり、医療機関誘致に向けた働きかけが必要です。

大小様々な公園が整備設置されていますが、今後も地域バランスを考慮しながら、防災対策も含め遊び場や交流の場の確保が求められています。公園に設置されている遊具等については、一部老朽化したものもあり、子ども達の安全性確保のために定期点検や更新整備が必要です。通学時の交通安全対策としては、通学路の歩道確保や信号機、防犯灯の設置なども必要と思われます。

さらに、今後は町内各施設の託児スペース確保やベビーベッドなどの設置の検討も必要です。

【基本施策】

子育て相談・情報提供の充実

身近なところで、気軽に相談できるよう、各関係機関（保育所、子育て支援センター、児童館、幼稚園、民生委員児童委員、保健師、学校教育相談員等）における各相談窓口を充実させるとともに、関係機関相互の連携を強化し、相談体制のネットワーク化を図ります。

より個別的な相談に対応するため、職員の研修の充実や相談機能を強化するとともに、古川地域こどもセンター（児童相談所）などとの連携により、専門スタッフや医師との協力も図ります。

地域に密着した情報を提供できるよう、広報誌やホームページなどを活用しながら広く情報を提供するとともに、住民と双方向での情報交換ができるように体制を整備します。

子育てに関する各種施策や助成、各施設の情報を総合的、体系的に提供するため、子育て支援ハンドブックを作成します。

母子保健の充実

安心して出産を迎えられるように、妊婦健康診査の助成拡大をおこなっておりますが、産後間もない時期は育児に対する不安やストレスが多くみられることから、気軽に相談や学習ができる体制の強化、新生児訪問や個別訪問指導のさらなる強化を図り、安心して育児ができるように支援します。

健診や相談を通して子どもの発達段階を理解し、事故防止の知識を身に付けながら安心して子育てができるよう、成長に応じた各種健診の充実を図るとともに健診受診率の向上に努めます。

生活習慣の基礎づくりである乳幼児期に楽しく、バランスの良い食生活や歯磨きの習慣を身に付けさせるとともに、身近な場所で身体を動かしたり、外で遊ぶ楽しさを通じた健康づくりを推進します。

在宅育児への支援

現在、保護者の疾病等の理由による緊急時及び、私的理由により保育を必要とする場合には、一時保育を実施しておりますが、保育所や幼稚園に入所（園）していない子どもの保護者への支援として、子育てに関する相談や情報の提供、親子での交流、子育てサークルの育成などを行います。また、在宅で子育てしている親及び祖父母の育児不安を解消し、リフレッシュを図るために子育て講座を開催しながら、子育て世代の交流機会を作ります。

子育てにかかる経済負担の軽減

乳幼児医療費助成の年齢対象を義務教育就学前までに拡大しているところですが、今後とも継続していくとともに、制度の周知、利用の拡大を図ります。児童手当、児童扶養手当等については、制度の周知、啓発を対象者へ行き経済的な支援を図っていきます。

保育料については、引き続き国の基準よりも軽減し、低所得世帯や多子世帯

やひとり親世帯への負担軽減を図ります。

母子父子家庭の保育所入所については、優先的な配慮をし、延長保育や一時預かり保育の実施により、子育てと仕事の両立ができるよう支援していきます。

子育て相談などを通じて、日常生活の悩みや育児不安が解消できるように関係機関と連携し、支援していきます。

保健医療体制の整備

急病や夜間診療については、今後とも二次医療圏の中核である大崎市民病院（救命救急センター）との連携を強化します。病気などの相談については、町立病院を核として相談できる体制を整備していきます。

安心できる生活環境の確保

原っぱや森などの自然の中で子ども達がのびのびと遊べるよう、河川敷の水辺公園化を含めて、今後も自然を活かした公園整備を進めます。

公園内遊具の安全点検と老朽化した遊具を更新、整備していきます。

【町施策実施目標】

施策項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
1. 子育て相談・情報提供の充実					
2. 母子保健の充実					
3. 在宅育児への支援					
4. 子育てにかかる経済的負担の軽減					
5. ひとり親家庭への支援					
6. 保健医療体制の整備					
7. 安心できる生活環境の確保					

暫定計画

本計画

第2節 子育てと仕事の両立を支援するために

【現状・課題】

保育所では生後2か月からの低年齢児保育を実施していますが、待機児童の解消には至っていません。

現在、小学校区が7つに対して、児童館が4つとなっております。児童館は基本的に自由来館であるため、学年に関わらず、誰でも来館し、遊ぶことができますが、児童館事業としては、今後国の方針でもあります「放課後子どもプラン」が推進されることから、児童館のあり方を見直す必要が出てまいります。

また、最近では子どもが自宅内で過ごす時間が多い傾向にあり、遊び方を知らない子ども達も見受けられることから、多くの子ども達が気軽に児童館事業に参加するよう広く呼びかけを行っていくことも必要です。

女性の社会進出に伴い、企業においても育児休業制度などの導入を行っている事業所もありますが、依然その水準は低く、仕事と子育ての両立を支援していく制度の導入や残業時間の短縮など、労働条件改善にむけた普及啓発や事業所側の積極的な協力が求められています。

また、家庭内における固定的な男女の役割意識を改めながら、父親が積極的に育児や家事に参加することも必要です。

【基本施策】

多様な保育サービスの提供

保護者の就労形態の多様化などに対応するため、延長保育、土曜日一日保育について実施をしております。

母親の産後休暇明けからの職場復帰に配慮して、生後2か月児からの保育受入れを継続し、低年齢児の入所拡大に向けた体制や施設の整備を図ります。

緊急時や保護者のリフレッシュの目的等で一時的に保育が必要となる子ども達を保育所並びに子育て支援センターにおいて一時保育を実施しております。

幼稚園の預かり保育、3歳児保育については段階的に整備を図ります。

幼児期の子ども達が心身ともに健全で、豊かな人間性を育みながらのびのびと成長できるよう保育内容の充実や職員の資質の向上に努めます。地域の方々も気軽に参加できる行事を開催しながら、子ども達と地域の方々との交流を深め、地域の中で子ども達が育つような機会を作っていきます。

子ども達がより良い環境のもとで、健やかに成長することを目指して、今後も施設の拡充や設備の充実を図ります。保育サービスに関する柔軟性や専門性を高める民間活力の導入についても検討していきます。

障害児保育の充実

障害のある子どものなかで、保育所・幼稚園で集団保育を行うことにより発達の改善が図られると認められる障害児を受け入れ、関係機関との連携強化や、保育従事者の療育に関する専門知識の向上に努めます。

また、障害児一人ひとりの能力を最大限に伸ばさせることができるように障害児教育の充実に努めます。

放課後児童対策の充実

放課後児童クラブについては、現在5学区に設置されていますが、今後国の施策でもある「放課後子どもプラン」の実施と活動の充実に向けて検討していきます。

児童クラブや児童館行事などにジュニアリーダーやボランティアを積極的に活用し、異年齢交流や地域との交流を深めるとともに、子どもたちの興味や関心を高め、体験しながら楽しく学べるような行事を開催していきます。さらに、地域に開かれた児童館施設の整備を検討していきます。

子育てに配慮した就労環境づくり

子を持つ親が子育てと仕事を両立できるよう、育児休業、介護休暇制度の積極的活用や有給休暇の取得促進など、制度に関する情報提供や啓発を推進していきます。

男女共同参画社会の推進

男女共同参画社会の形成に向け、育児への積極的な父親参加など男女共同に

よる子育て促進のための啓発事業を行います。

男女共に親としての必要な知識を学習する機会を作り、子育てへの不安の解消を図るとともに、男女共同による子育て意識を高めるため、男性も参加しやすい講座や父親同士の懇談会などを開催していきます。

【町施策実施目標】

施 策 項 目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
1.多様な保育サービスの提供					
2.障害児保育の充実		暫定計画		本計画	
3.放課後児童対策の充実					
4.子育てに考慮した就労環境づくり					
5.男女共同参画社会の推進					

第3節 子ども達が健やかに成長するために

【現状と課題】

今日の社会情勢は、少子・高齢化、環境問題、国際化、高度情報化の進展など急激に変化し大きな転換期を迎えているため、あらゆる分野において町民の学習活動に対するニーズを的確にとらえ、多様な学習を提供することが求められています。それぞれのライフスタイルに合わせて学ぶことにより新たな可能性を見だし、自己の実現を図り真に豊かで充実した人生を送ることができるよう学習機会の提供に努め、家庭教育・学校教育・社会教育の有機的連携を図りながら生涯学習の振興に取り組んできました。こうした中で学習ニーズの多様化・高度化に対応していくため、「いつでも、どこでも、だれでも」学べる支援の強化に努め、町民の生きがいづくりや人と人のつながりから地域コミュニティの活性化を図り、より豊かで魅力あふれるまちづくりが求められています。

学校教育については、本地域には幼稚園6園、小学校7校、中学校3校があり、平成14年度からの学校週5日制や新学習指導要領の実施など、教育を取り巻く環境の変化に対応し、特色ある学校づくりやわかる授業の実施、主体性と社会性を養う体験学習の推進、心の教育の充実、国際理解教育や情報教育の推進に取り組んできました。

しかし、学力の低下や本を読まない子どもの増加、体力や社会性の低下や園児・児童・生徒数の減少などの状況にあるため、学習指導の充実や適切な学級編成の検討が必要となるとともに、宮城県北部連続地震では一部の校舎が被害を受けるなどの問題がみられ、今後の地震に備えた校舎の耐震化などが課題です。

文化・スポーツの振興については、優れた芸術文化に身近に触れる機会や地域の伝統芸能等を継承しながら地域づくりに活かしていく取り組みが求められています。また、健康増進や体力づくりのためスポーツに親しむ機会が増えており、指導者に関する情報提供や関係団体との連携強化や環境整備が課題です。

【基本施策】

子どもの権利尊重・児童虐待の防止

子どもが自ら考え、自分のことについて自由に意見を述べ、表現できる場を児童館、学校教育、社会教育において積極的に推進するとともに「児童の権利に関する条約」の意義について普及啓発に努め、子どもの権利や意見が尊重される地域社会を目指していきます。

子どもを持つ親のみならず、地域住民に対しても児童虐待防止についての意識啓発を図るため、講演会の開催やパンフレットの配布を行うとともに、虐待発見者の通告義務の周知に努めます。

また、保健師の訪問指導や民生委員・児童委員、主任児童委員による地域での相談活動を充実しながら、関係者のネットワーク化を図り、児童虐待の防止と早期発見に努めます。

家庭や学校での問題など、さまざまな悩みや不安について、子どもが気軽に相談できるよう相談連絡先を記載したカードの配付や教育相談員等による電話相談を実施するとともに、相談窓口の周知に努めます。

家族とのふれあい・家庭教育の充実

家庭は子どもの基本的な生活習慣やしつけなどを身につけていく場として最も重要であることから、子育てに関する適切な知識や情報を提供する機会を設け、家庭教育機能の充実を支援します。

家庭や子育ての悩み、不安に対応するための情報提供などをサポートする家庭教育相談員の育成と相談体制の整備を図ります。

また、親子で参加できる地域の諸行事を充実させていきます。

幼児教育の充実

深刻な少子化が進行する中で、美里町を郷土として生まれてきた子ども達の健やかな育成と子育ての支援施策を講じる必要があります。

幼児教育の中核である幼稚園は3年保育・預かり保育、保育所は延長保育、一時預かり保育などその持てる能力を十分に発揮するとともに、未就園児とその親に対する子育て支援センターの役割も大きいことからその充実を図ってまいります。

なお、幼稚園と保育所の持つ役割に対し住民ニーズは二極分化から総合的な子育て支援機能へと変化しつつあり、こうした状況に対処するため、認定子ども園の実現に向けた取り組みを行います。

また、小学校へのスムーズな就学を図るため幼・保・小の連携を図ります。

学校教育の推進

学校教育の充実、直接の担い手である教員に負うところが大きいところから、専門職員等を配置し、教員の資質能力の向上を図るとともに、児童・生徒には少人数学級の編制により、生活実感に根ざした興味をかきたてる授業や分

かる授業の実施、子ども達一人ひとりの個性を重視した教育の推進、基礎学力の確保・向上に努めるとともに、社会生活の基盤となる心の教育の充実を図ります。

また、地域に開かれた学校づくりを推進し、町民講師の参加などを得ながら、総合学習の時間などを活用した体験学習やクラブ活動・読書教育の充実などを通じて、国際性や社会性、自立意識を持ち、健康で人間性豊かな、明日の地域を担う町民を育てる教育の推進を図ります。

さらに、特色ある魅力的な学校づくりを推進するとともに、教育の効果が期待できる学校環境を目指し、適正規模・適正配置や通学区の検討を行うとともに、国際化に対応する小学校からの英語教育、小・中の連携や高校との交流活動などの実現を目指します。

生涯学習の推進

町民一人ひとりがライフスタイルに合わせて新たな可能性を見いだすとともに、自己実現や、真に豊かで充実した潤いのある生活を送ることができるようあらゆる分野にわたる生涯学習の振興を図ります。

乳幼児期は、人間形成の基礎が培われる時期であるため家庭教育などの学習を促進します。

青少年期は、心身ともに成長し運動能力の発達や、基礎的な知識・技能などを身につける時期であり、学校教育だけでなく家庭や地域での学校外活動などの学習を提供します。

成人期は職業や社会人としての責任、結婚、子どもの教育など生活設計などを確立する学習を提供します。

高齢期については、生きがいのある自立した生活を送るため各種の学習や知識と経験を生かせる社会参加などの学習を提供します。

このことにより、生涯のそれぞれのライフステージや社会情勢の変化の課題に応じた多様化・高度化する学習ニーズに応じていくため総合的に生涯学習振興の施策を展開するとともに、関係機関・団体と連携し基盤整備の強化と支援体制の確立を図ります。

青少年の居場所づくりについては、学校週5日制に伴い子ども達が学校や公民館などで、安全で安心して活動できる環境を整備し、放課後や週末の時間を利用して異年齢・世代間の地域交流活動を充実します。

児童生徒の健全育成

青少年が心豊かで心身ともたくましい創造力を育み、地域でいきいきと活躍するまちを目指し、教育、福祉、産業、コミュニティなどの関係機関が連携して学習活動を推進します。また、社会性・自主性をもった学習意欲などを育て自然体験・社会体験などの機会の充実や伝統行事、スポーツ少年団・ボランティア活動への参加を促進します。

さらに、異世代の交流機会の充実、青少年のホームページづくりや地域での役割づくりとまちづくり活動への参画促進、子ども議会の開催、ジュニアリーダー等青少年リーダーの育成、子ども会育成会などの地域の青少年育成に係わる団体の指導者の確保及び育成の支援に努めてまいります。

鳴瀬川・江合川など地域の豊かな自然の恵みの中で、水辺公園・野外活動施設・でんえん土田畑村などで野外活動・宿泊体験などを通じて創造性を養う学習活動の場を利用し、次世代を担う青少年の健全育成に努めます。

互いに相手の立場を理解できる豊かな仲間づくりと人権が尊重された社会づくりを目指していくため、その基礎を培うものとして学校教育や社会教育において人権教育を推進し、子ども達の人権に対する認識を高めていきます。

【町施策実施目標】

施策項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
1. 子どもの権利尊重・児童虐待防止					
2. 家族のふれあい・家庭教育の充実		暫定計画		本計画	
3. 幼児教育の充実					
4. 学校教育の推進					
5. 生涯学習の推進					
6. 児童生徒の健全育成					

第4節 地域ぐるみによる子育てを推進するために

【現状と課題】

現在、子育てに関するサークルは町内に5団体あり、子育て支援センターを中心として活動していますが、参加者数を増やしていくためには、気軽に参加できる雰囲気づくりとさらなる広報活動が必要になっています。

また、幼稚園や保育所に通っていない子どもやその保護者の交流の場づくりや、お互いに相談し合える機会を作っていくことも求められています。

近所付き合いが希薄化しつつある風潮の中で、地域の活動において若い世代の参加が少ないということなどが指摘されています。それに伴い、子どもを持つ親の悩みとして子育てについて気軽に相談できる相手が身近にいないとか、就学前の子どもにおいても遊び友達が少ないということが挙げられています。

これらのことから、まずは、親と子どもの双方がともに地域に溶け込んでいくことが必要です。

核家族化と少子化の流れの中で、在宅で子育てをしている家庭の親にとっては子育ての知識習得や情報交換の場が必要ですが、地域における近隣とのつながりが希薄化していることから、本来地域の中で機能してきた子育て世帯を支える機能が低下しつつあり、その役目が果たせなくなっています。

このことから、今後は子育てを家庭内だけの問題として捉えるのではなく、地域全体がかかわりながら、地域内でも気軽に相談できるようなあり方、また、地域の方々もあたたかく子ども達を見守りながら、支えていくことが必要です。

そして、それらの一環として、子育てに関するボランティアの協力やスポーツ少年団の指導などにおいても、地域の方々の積極的な参加が必要であると思われます。

【基本施策】

育児サークル支援・育児交流の促進

育児に関する情報交換や母親同士の語らいや仲間づくりを図るため、子育てに関する知識を深める講座や季節ごとの行事を取り入れた育児サークル事業を実施し、気軽に参加できる親子のコミュニケーションの場を提供していきます。

子育てサークル活動の支援と育児交流を促進するとともに、サークル同士の連携活動や移動交流会など子育てサークルのネットワーク化を図ります。

子育てボランティアの育成

地域ぐるみでより良い子育て支援ができるよう、子育て支援ボランティア会員の育成、確保を図るとともに、会員研修や情報交換の機会を充実します。

町の保育所への入所待機の状況にある家庭や、病後児保育を希望する家庭など、共働きの保護者をサポートするために、保育ママの確保に努めると共にファミリーサポートセンターの設置に努めます。

民間保育施設への支援と連携

子ども達にとって適切な保育環境の維持と保護者の多様な保育ニーズに対応していくためには民間保育施設との連携が不可欠であることから、事業者及び県との情報交換や協力関係を深めていきます。

住民交流の機会づくり

地域ぐるみで子育てを推進するために、地域住民の交流を深める機会を作っていきます。

地域における子どもの遊びや子育てを支援する活動の核となるPTAやジュニアリーダー、みらい子育てネット美里町地域活動(母親クラブ)連絡協議会、子育て支援ボランティアなど青少年健全育成団体の育成と活動の活性化を図ります。

子どもがスポーツに親しみ、スポーツ活動を通じて健全育成や仲間づくりが行えるよう、地域での少年スポーツ活動指導者の育成を推進します。

社会全体で子育てを支援する意識づくり

地域住民の全てが子育ての問題を理解し、互いに支え合う地域社会を築いていくために、子育てに関する講演会の開催や広報誌などを通して、広く住民、地域、企業等の理解と関心を高め、子育てを社会全体で支援する意識の啓発に努めます。

中学生や高校生の多感な時期に、乳幼児とのふれあいや保育に親しむ機会を設け、若い世代から結婚や子育てに対する意識づくりを図るため、児童館事業への参加や育児体験学習を実施します。

【町施策実施目標】

施 策 項 目	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
1. 育児サークル支援・育児交流の促進					
2. 子育てボランティアの育成		暫 定 計 画		本 計 画	
3. 民間保育施設への支援と連携					
4. 住民交流の機会づくり					
5. 社会全体で子育てを支援する意識づくり					

第5節 施策の数値目標

項 目	17年度	21年度	備 考
通常保育	165人	235人	公立135人 私立100人
延長保育	2カ所	3カ所	
一時保育	2カ所	3カ所	
休日保育	0	0	
特定保育	2 (障害児保育)	3 (障害児保育)	
病後児保育(施設型)	0	0	
病後児保育(派遣型)	0	0	
ショートステイ事業	0	0	
地域子育て支援センター	2カ所	2カ所	
つどいの広場事業	0	1カ所	
ファミリーサポートセンター	0	1カ所	
放課後児童クラブ	5カ所	5カ所	

第4章 計画の推進に向けて

各主体の役割

この計画の推進にあたっては、家庭や家族だけでなく、学校、地域、企業、行政などがそれぞれの役割を果たしながらお互いに連携・協力し、一体となって取り組んでいく必要があります。

1. 家庭の役割

子ども達が心身ともに健やかに育つためには、家庭の役割が重要であり、家族が性別や慣習にとらわれず、個々人の責任や役割において家庭を築いていくことが必要とされます。家庭は子どもの人格や生活習慣を確立し、人間としての生活の原型を形づくる場であることから、愛情をもって子どもに接し、家族が安心して生活できる家庭を築いていくとともに、子どもの成長に応じた養育について、養育者自身が責任と自覚をもって、自らも成長していくために努力することが大切です。

2. 保育所・幼稚園の役割

保育所や幼稚園は、子どもの社会参加の場として、遊びなどの中で集団生活に必要なルールを身に付け、豊かな情操や自発性を養っていく場であるとともに、一人ひとりの発達の段階を踏まえた上での成長を見守り、支援していく上で重要な場であります。

また、親同士や地域の人々との世代を越えた交流を深めるために、保育所、幼稚園を子どもの生活圏とのつながりを強いものにするとともに、子どもの安全を確実に確保していくことが求められています。

3. 学校の役割

学校では、ゆとりある学校教育の推進に努めるとともに、豊かな人間性や社会性の基礎となる能力を育てながら、子どもの興味や好奇心を伸ばし、自ら考え行動することのできる教育環境を整備していくことが必要です。

また、学校教育の中では、子育ての重要性や男女が共同して子育てを行うことの意義などを学習し、子育てのすばらしさや喜びなどを子ども達に伝えていくことが必要であり、家庭や地域社会との関係をより深めながら、地域に開かれた学校を目指していくことも求められています。

4. 地域の役割

子ども達が地域のなかで、さまざまな年齢の子どもや大人と関わりながら、社会生活のルールを学んだり、地域社会に対する興味や関心をもったりすることは、地域社会に対する愛着や将来における住民意識を高めるためにも重要です。

また、少子化や近隣関係が希薄化しつつあるなかで、ややもすると孤立した子育てになりがちな状況をふまえ、行政が主体となる各種保育サービスや相談等の拠点づくりとともに、住民一人ひとりが子育てや子育て世帯への関心を持ちながら、支援のあり方について考えていくことが求められています。

5. 企業の役割

企業においては、男女共同参画社会を推進するという面からも、性別にとらわれず、自らが選択した職業に専念できるよう子育てと仕事を両立することができ、就労環境や職場の雰囲気づくりを進めていくことが重要です。そのためにも、育児休業制度の積極的な導入や労働時間の短縮など働く人達の子育てを行うことに対する理解を深め、協力していくことが大切であり、企業も地域社会の一員として、地域とともに子どもの育成や子育てを支援していくことが求められています。

6. 行政の役割

町は、子どもが健やかに生まれ育つための環境づくりに向けて、各種保育サービスや相談などのソフト事業から住宅・道路・公園の整備などのハード的事业まで広範囲にわたるサービスを総合的、計画的に推進していきます。そのためには、情報の提供や収集を行いながら、多様な住民ニーズに応じた子育て支援を進める必要があり、ニーズを的確に把握し、住民の参加により事業を実施していくことが求められています。

また、子どもや子育てをめぐる問題については、関係機関との情報交換を行いながら、迅速な問題解決に努めていくことが求められます。

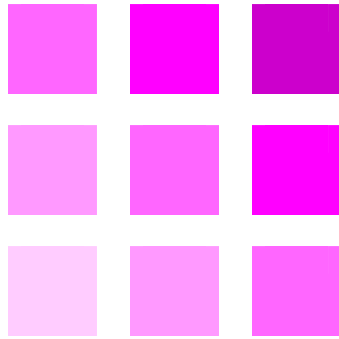
推進体制の整備

次代を担う子ども達の健やかな成長を推進するため、基本目標・基本方針の実現を目指し、各関係機関の連携と、子育て支援の推進体制を整備していきます。

この計画が町民に周知できるよう、さまざまな機会を捉えて広報するとともに、子どもの育成や子育てを社会全体で支援する環境づくりにむけての普及・啓発を行います。

この計画を推進するにあたっては、関係機関における役割分担とともに、様々な計画を実行するための人材の確保が必要です。このことから多様な保育サービスの提供にむけた人材育成と専門的知識を深め個々の資質向上を図る研修を充実していきます。

子育て支援に関する施策は、児童福祉、保健、医療、教育、雇用環境など幅広い分野にわたって関係しているため、この計画の推進にあたり、庁内関連部局の連携を一層強化するとともに、国・県等の関係機関とも密接な連携と協力関係を整え、一体となって施策の展開を図ります。



美里町